

南知多町教育委員会（平成29年2月定例会）会議録

開閉会の日時	平成29年3月2日（木） 午後1時30分 開会 午後4時25分 閉会
開催場所	南知多町役場 第2会議室
出席した構成員	大森宏隆教育長、小久保五資教育長職務代理者、坂口薫史委員、 大岩芳子委員、池戸義久委員、日比淳子委員
説明のため出席した職員	内田静治教育部長兼学校教育課長、森 崇史社会教育課長、 宮本政明学校給食センター所長、筒井重光指導主事、 鈴木和芳学校教育課学校教育係長
議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

(別 紙) 平成29年2月 定例教育委員会 会議日程

日 時 平成29年3月2日(木)

午後1時30分

場 所 南知多町役場 第2会議室

日程1 会議録の承認

日程2 教育長報告

日程3 議案第2号 南知多町立小中学校教職員の人事異動(案)の承認について

日程4 議案第3号 平成29年度南知多町の学校教育指針について

日程5 議案第4号 南知多町いじめ防止基本方針の策定について

日程6 議案第5号 町議会の議決を経るべき議案(南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定)について

日程7 議案第6号 町議会の議決を経るべき議案(平成28年度南知多町一般会計補正予算案のうち教育費)について

日程8 議案第7号 町議会の議決を経るべき議案(平成29年度南知多町一般会計予算案のうち教育費)について

日程9 議案第8号 南知多町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

日程10 協議・報告事項その他自由討議

(1) 平成28年度学校評価のまとめについて

(2) 平成29年度全国学力・学習状況調査について

(3) 平成29年度町内小中学校行事予定について

(4) 辞令交付式等について

(5) 後援申込みについて

(6) 学校教育課関係の行事予定等について

(7) 社会教育課関係の行事予定等について

(8) 学校給食センター関係の事業等について

(9) その他

ア 5月定例教育委員会の日程について

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>それでは、ただ今より、2月定例教育委員会を開会いたします。 本日の出席は、私と教育委員5名全員であり、会議は成立いたします。会期は規則の定めるところにより、本日1日限りといたします。</p>
大森教育長	<p>教育委員会の会議は、原則公開であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と規定されています。</p>
大森教育長	<p>つきましては、本日の協議事項である「日程3 議案第2号 南知多町立小中学校教職員の人事異動（案）の承認について」は、人事に関する事件でありますので、この部分の会議については、非公開とすることを提案させていただきます。</p> <p>また、「日程6 議案第5号 町議会の議決を経るべき議案（南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定）について」、「日程7 議案第6号 町議会の議決を経るべき議案（平成28年度南知多町一般会計補正予算案のうち教育費）について」及び「日程8 議案第7号 町議会の議決を経るべき議案（平成29年度南知多町一般会計予算案のうち教育費）について」は、町議会に上程する前の意思決定過程の情報でありますので、この部分の会議についても、非公開とすることを提案させていただきます。</p> <p>それでは、この提案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
大森教育長	<p>ありがとうございました。挙手全員でありましたので、可決されました。</p> <p>つきましては、傍聴人の方には、当該議事になりましたら、ご退席いただくこととなりますので、ご協力、よろしくお願いいたします。</p>
大森教育長	<p>それでは、「日程1の会議録の承認について」に入ります。 前回1月定例会の会議録を回しますので、ご確認願います。</p> <p>（前回の会議録を回し、各委員署名を行った。）</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>それでは、次に移ります。「日程2の教育長報告」につきまして、私から報告させていただきます。</p> <p>(1月定例教育委員会以降出席した5町教育長会議、市町村教育委員会教育長研修会、県町村教育長協議会研修会、町校長会議等の状況について報告、説明した。)</p>
大森教育長	<p>私からの報告は以上であります。</p> <p>ご質問等がありましたら、お受けします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>【「日程3 議案第2号 南知多町立小中学校教職員の人事異動(案)の承認について」は、非公開において審議されたため、南知多町教育委員会会議規則第15条第3項の規定により、会議録は別途作成】</p>
大森教育長	<p>次に、「日程4 議案第3号 平成29年度南知多町の学校教育指針について」に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (筒井指導主事)	<p>(学校教育で育てたい児童・生徒像として「自ら判断し、自ら行動できる児童生徒」、めざす学校の姿として「児童生徒にとって、安全・安心で楽しい、絆づくりの場(通いたい学校)、家庭・地域にとって、共に子どもたちの未来を創る場(通わせたい学校)、教師にとって、教育愛に満ちた指導が実践できる場(勤めたい学校)、指導の重点として「①「確かな学力(具体的な取組として、新たに「新学習指導要領の実施に向けて研修の充実を図る」ことを加えた)」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成、②道徳教育の充実といじめ防止への取組、③安全・安心な学校地域づくり」とすることなど、平成29年度の南知多町学校教育指針について、説明した。)</p>
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>「議案第3号 平成29年度南知多町の学校教育指針について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号につきましては、原案どおり可決されました。</p>
大森教育長	<p>続いて「日程5 議案第4号 南知多町いじめ防止基本方針の策定について」に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>(全体の構成として、大きく6つに分けて、第1として「いじめの防止等に関する基本的な考え方」、第2として「いじめの定義」、第3として「関係者の責務」、第4として「南知多町としての取組」、第5として「学校としての取組」、第6「重大事態への対処」として、まとめさせていただきました。</p> <p>まず、「第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方」としては、いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒も、いじめの被害者にも 加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題であること。そして、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等、つまり、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校づくりを進めることが大切である。</p> <p>次に、第2として「いじめの定義」についてですが、これは、いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめの定義」を記載させていただきました。</p> <p>現代のいじめは、被害者と加害者に特徴がなく、両者が入れ替わることもあり、見えにくいものが多いというのが実態で、「いじめの認知」にあたっては、特定の教職員のみによるのではなく、すでに、各校に設置してある「いじめ・不登校対策委員会」を活用し、組織的に判断することとしています。</p> <p>次に、「第3 関係者の責務」ですが、子どものいじめ防止対策として、「1. いじめの未然防止」、「2. いじめの早期発見」、「3. いじめに対する措置」の3つの項目について、学校の設置者や各学校が取り組むべきこと、保護者や地域の皆さんに、ご協力や支援等をお願いしたいことを、それぞれ記載させていただきました。 いずれの取組も、連携して、充実を図っていくことが重要だと考えていますので、よろしくをお願いします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>次に、「第4 南知多町としての取組」についてですが、すでに設置済みの南知多町児童生徒に関する問題対策協議会（いじめ・問題行動対策部会）に加えまして、「あつてはならないこと」ではありますが、例えば、いじめによる自殺未遂があったり、長期の不登校になってしまったりといった「重大事態」になってしまった場合の対処として、その事実関係を明らかにするための調査を、公平性・中立性を確保したうえで実施する必要があるということで、教育委員会の附属機関として「いじめ問題専門委員会」を、町長部局の附属機関として「いじめ問題再調査委員会」を設置させていただきたいというものです。</p> <p>なお、こうした調査機関は、地方自治法第202条の3の規定により、「執行機関の附属機関」として条例で定める必要があります。来る3月定例町議会に、新規条例として上程させていただきたいと考えていますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p> <p>最後に、「重大事態発生時の対応（フロー図）」につきましては、「危機管理上のマニュアル」ということで、作成させていただきました。</p> <p>児童生徒や保護者の方などからの「いじめ情報」は、「学校」のみに通報されるものとは限らないわけですが、ここでは、いじめ防止対策推進法第23条の「学校の教職員、及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」という規定を前提に、「学校」からの通報を起点に作成させていただきました。</p> <p>重大事態が発生した場合、学校は、町教育委員会を通じて、町長に事態発生について報告することになります。そして、学校から重大事態の報告を受けた町教育委員会及び町長は、協議のうえ、町総合教育会議又は教育委員会会議を招集し、その事案について、学校が主体として調査を行うのか、町教育委員会が主体として調査を行うのかを判断することになります。</p> <p>学校が主体として調査を行う場合、校内に設置している「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、調査や対応を組織的に行います。</p> <p>町教育委員会が主体として調査を行う場合、教育委員会の第三者委員会である「いじめ問題専門委員会」が調査を行うことになります。</p> <p>ただし、この調査は客観的な事実関係、つまり、いつから、誰から、どのようにといった「いじめの背景」、「人間関係における問題」、「学校・教職員の対応状況」などを明らかにするための調査でありまして、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び町が、事実に向き合うこ</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>とで、重大事態への対処や同じような事態の発生防止を図るためのものとなります。</p> <p>学校又は町教育委員会が調査を行った場合、調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報提供を行うこととなります。</p> <p>次に、町長は、学校や町教育委員会の附属機関であるいじめ問題専門委員会が行った調査の結果について、重大事態への対処や同じような事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、町長部局の附属機関である「再調査委員会」により、再調査を行うこととします。</p> <p>再調査を行った場合、特に、個人のプライバシーに対して、配慮した上で、町長は、その結果を「議会に報告」させていただくこととなります。また、再調査を行った場合、町長又は町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同じような事態の発生の防止のために必要な措置を講じることになると考えています。</p> <p>以上が南知多町いじめ防止基本方針の概要となりますが、この基本方針（案）については、町校長会議でも協議済みであるとともに、町ホームページに掲載のうえ、1月4日から1月31日までパブリックコメントを実施させていただきましたが、町民の皆さんからのご意見はありませんでした。</p> <p>この町基本方針をもとに、学校の内外を問わず、子どもたちが、安心して学習や学校活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に向けて一層努めてまいりたいと考えていますので、ご理解と、ご協力をお願いいたします。以上で、説明を終わらせていただきます。）</p>
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p>
池戸委員	<p>「第3関係者の責務」の「1いじめの未然防止」の中に、「保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にす心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めるものとします。」と記述されているが、その内容はこれで大丈夫でしょうか。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>ご指摘の記述については、いじめ防止対策推進法第9条第1項の「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」という規定に基づき、記述させていただいたものですが、法的な努力義務があることを周知するため、基本方針にその旨加筆させていただくこととします。</p> <p>他にご質問等もないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>「議案第4号 南知多町いじめ防止基本方針の策定について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
大森教育長	<p>挙手全員でありますので、議案第4号につきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>【「日程6 議案第5号 町議会の議決を経るべき議案(南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定)について」、「日程7 議案第6号 町議会の議決を経るべき議案(平成28年度南知多町一般会計補正予算案のうち教育費)について」、「日程8 議案第7号 町議会の議決を経るべき議案(平成29年度南知多町一般会計予算案のうち教育費)について」は、非公開において審議されたため、南知多町教育委員会会議規則第15条第3項の規定により、会議録は別途作成】</p>
大森教育長	<p>次に「日程9 議案第8号 南知多町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について」に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>(南知多町教育委員会事務局の組織等に関する規則を一部改正する提案の理由としては、町教育委員会事務局組織の一部見直し等を行うことに伴い、規則の一部を改正する必要性が生じたためです。改正の主な内容としては、第1条関係として、教育委員会事務局に教育部を置くとともに、学校給食センターの業務係を廃止し、給食係に統合して1係とするものです。次に、第2条から第4条関係として、教育委員会事務局各係の所掌事務の字句等規定の整備に係る改正、第6条関係</p>



発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>としては、教育委員会事務局に置く職員のうち、「館長」を削除する改正、そして、旧第 15 条関係として、公印の取扱いに係る規定の削除する改正で、施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日であります。）</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第 8 号 南知多町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
大森教育長	<p>挙手全員でありますので、議案第 8 号につきましては、原案どおり可決されました。</p>
大森教育長	<p>次に、「日程 10 協議・報告事項その他自由討議」に入ります。 「(1) 平成 2 8 年度学校評価のまとめについて」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (筒井指導主事)	<p>(平成 2 8 年度学校評価アンケートの集計結果について説明した。)</p>
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p>
日比委員	<p>学校評価アンケートの集計結果は、全体としては、教師の評価より、子どもや保護者の評価の方が高い数値となっておりますが、「いじめ防止に係る取組」については、教師の評価より、子どもや保護者の評価の方が低い数値となっていることが、その原因が気になります。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>各学校においては、いじめ・不登校対策委員会を月 1 回以上、定期的に開催して、児童生徒の生活の様子について共通理解を図り、いじめの早期発見とその対応を協議するようにしていますし、学期に 1 回</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>以上のアンケートもおこなうようにしています。しかし、学校のこうした取組みが十分に保護者に伝わっていないことも原因かもしれませんが、仮にそうだとしたら、それ自体も課題であると考えなければならないと思います。来年度の課題とさせていただきます。</p>
大森教育長	<p>他にご質問等もないようですので、次に、「(2)平成29年度全国学力・学習状況調査について」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (筒井指導主事)	<p>(平成29年度全国学力・学習状況調査の期日、対象、調査内容等について、説明した。)</p>
大森教育長	<p>(愛知県教職員労働組合協議会から、全国学力・学習状況調査に関する要請書が提出されたこと、及びその要請内容について説明した。)</p>
大森教育長	<p>説明が終わりましたが、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、次に、「(3)平成29年度町内小中学校行事予定について」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (筒井指導主事)	<p>(平成29年度町内小中学校行事予定について説明した。)</p>
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、次に、「(4)辞令交付式等について」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>(3月31日及び4月3日の辞令交付式等の概要について説明するとともに、新規採用教職員には、4月3日、別途「新しく教職員になったみなさんへ」という文書を教育委員会から手渡し、「職務上の義務」「身分上の義務」の遵守するよう指導する旨、説明した。)</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、次に、「(5) 後援申込みについて」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (鈴木学校教育係長) (森社会教育課長)	<p>(南知多町教育委員会教育長に対する事務委任規則により、教育長に委任されている後援申込みに係る事務処理状況について、申込みのあった4件の事業概要等を報告した。)</p>
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、次に、「(6) 学校教育課関係の行事予定等について」、「(7) 社会教育課関係の行事予定等について」、「(8) 学校給食センター関係の事業等について」、順次、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>(学校教育課関係の3月、4月の行事予定について説明した。)</p>
事務局 (森社会教育課長)	<p>(社会教育課関係の3月の行事予定について説明した。)</p>
事務局 (宮本給食センター所長)	<p>(3月分の給食献立原案について、説明した。)</p>
大森教育長	<p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>

発 言 者	発 言 内 容
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、(9) のその他に入ります。 5月定例教育委員会の日程については、いかがでしょうか。</p>
事務局 (内田教育部長)	<p>5月の定例教育委員会は5月25日(木) 午後に開催したいと考えていますので、よろしく申し上げます。</p>
大森教育長	<p>ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
大森教育長	<p>ご質問等もないようですので、以上で本日の予定はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして定例教育委員会を閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>